

別紙.

「日本銀行防災業務計画」中一部修正

- 第1中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条」に改める。

- 第2および第5中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

- 第4の6.(1)を横線のとおり改める。
 - (1) 強化地域および推進地域内の本支店においては、避難地場所、避難経路、避難方法および連絡方法等を平常時から確認しておき、災害発生時等への備えに万全を期すよう努めるものとする。